

11章

都市空間の利用の方向性

本市は、播磨平野を貫流する県内最大の河川「加古川」の下流に位置しています。播磨灘に面し、大規模な製鉄工場や関連企業、工場などが集積する臨海部、鉄道や幹線道路[※]等が横断し、市街地が広がる南部及び中央部、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめ、農地やため池等の自然豊かな北部の3つの地域で構成され、それぞれの特性が生かされた都市空間を形成しています。

一方で、高度経済成長期の人口増加や核家族化の進行などを背景とした住宅市街地の拡大、ロードサイド型の大規模集客施設の分散立地など、拡散型の都市構造となる中、無秩序な市街化の防止や都心等における都市機能[※]の強化、良好な居住環境の形成に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、人口減少・超高齢社会においては、必要な都市基盤[※]の整備を進めつつ、各拠点に応じた都市機能の誘導と集積を図るとともに、拠点間等を交通ネットワークで有機的に連携させるなど、コンパクトで持続可能な都市構造への転換が必要です。

このような現状を踏まえ、「市域の基本的構成と整備方針」、「都市拠点と基幹交通体系」、「土地利用の基本方針」及び「生活圏と行政サービスの展開の方向性」を定め、計画的な土地利用を図るとともに、それぞれの地域が持つ特性を生かしながら、活力あるまちづくりを推進します。

※幹線道路:

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※都市機能:

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※都市基盤:

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

1節 市域の基本的構成と整備方針

これまで進めてきた「臨海部」「南部及び中央部」「北部」に市域を区分するという土地利用を継承しつつ、各地域の特性を生かしながら、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

※親水：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※まちづくり：

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※地区計画：

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

1 臨海部

臨海部は、大部分が工業専用地域に指定されており、製造業を中心とする工場が集積し、播磨臨海工業地帯の一翼を担うとともに、本市の経済活動の中心として活発な生産活動が続けられています。

また、工場に隣接する港湾では、工業原料や製品などの物流拠点としての機能を果たすとともに、沿岸漁業の基地、さらには市民のレクリエーションの場としても活用されています。

このため、臨海部においては、主に製造業を中心とする生産活動の振興や漁業活動の振興を図るとともに、海辺を生かした魅力ある親水[※]空間としての活用を促進します。

2 南部及び中央部

南部及び中央部は、住居系の土地利用とともに商業・サービス業などが集積し、本市のみならず東播磨地域の拠点として多様な都市活動が展開されています。とりわけ、都心(JR加古川駅周辺)や副都心(JR東加古川駅周辺、山陽電鉄別府駅周辺)には商業・サービス機能が集積しています。

このことから、都心や副都心においては、既存の都市基盤[※]を生かしつつ、商業・業務、医療・福祉、居住などの都市機能[※]の誘導と集積、土地の高度利用の促進など、地域の活性化を図り、その拠点性を高めます。特に、JR加古川駅周辺の中心市街地の活性化やJR東加古川駅周辺の教育・文化機能を生かしたまちづくり[※]を進めます。

また、国や県との連携のもと、加古川橋の架け替え、国道2号の対面通行化、播磨臨海地域道路やJR東加古川駅周辺連続立体交差に関する取組など、将来の基幹となる都市基盤の整備を進めるとともに、これらの整備による将来の姿を見据えた土地利用を図ります。

一方、住居系の地域においては、地区計画[※]などの規制誘導策を適切に活用し、快適で魅力的な居住環境の形成に努めます。また、幹線道路[※]沿線の地域については、その利便性を生かしつつ、立地特性に応じた土地利用を進めます。

さらに、工業系の地域においては、住宅、商業施設、工場の無秩序な混在を防ぎ、地域の実情に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

3 北部

北部は、大部分が市街化調整区域[※]であり、播磨中部丘陵県立自然公園をはじめとする貴重な森林資源や田園環境の広がる緑豊かな地域となっています。

また、平荘湖や権現湖、多数のため池など豊かな水辺空間にも恵まれています。

そこで、この地域においては、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、既存施設を有効に活用しながら、憩いとやすらぎの空間として活用します。

また、農業振興地域[※]を中心とする田園部においては、主に農業生産活動と市民生活が一体となって営まれていることから、農業の生産基盤を保全し農業の振興を図る一方、既存の集落においては、地区計画や田園まちづくり制度[※]などを活用することにより、地域特性を生かした住民主体のまちづくりを支援し、周辺環境と調和した良好な居住環境の保全と確保に努めます。

なお、北部地域の持続可能なまちづくりを促進するため、既存施設の再編や再整備による地域の活性化を図るとともに、まちのまとまりを重視した土地利用の実現を図ります。

特に、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、生産・流通等の立地需要に対応し、適正な土地利用の誘導を図ります。

※市街化調整区域：
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

※農業振興地域：
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがある等の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

※田園まちづくり制度：
市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

2節 都市拠点と基幹交通体系

※都市機能:

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

持続可能な都市構造へと転換していくため、都市機能[※]の集積を図る地域を都市拠点として位置付け、各拠点規模に応じた機能の充実を促進し、活性化を図ります。また、都市拠点間、さらには東播磨地域や阪神都市圏など広域における役割分担や連携を踏まえつつ、基幹交通体系の形成を図るとともに、公共交通網の充実をめざします。

1 都市拠点

(1) 加古川都心

JR加古川駅周辺地区においては、東播磨都市圏の核として、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、国や県との連携のもと、国道2号の拡幅・対面通行に向けた取組を進め、土地利用の活性化を図ります。

とりわけ、加古川駅北地区の高度利用を進め、周辺の低未利用地の利活用を促すことで、文化・健康などの都市機能のさらなる集積と都心居住を促進し、駅南地区においても、面的整備事業を推進し、防災性や回遊性の向上を図ることにより、多様な世代が集い、過ごすことができる、にぎわいと魅力あふれる都市拠点の形成をめざします。

(2) 東加古川副都心

JR東加古川駅周辺地区においては、都心との機能分担を図りながら、連続立体交差事業に合わせた都市基盤[※]整備と、それに伴う都市機能の連携を強化し、教育・文化を中心としたまちづくり[※]を推進します。

(3) 別府副都心

山陽電鉄別府駅周辺地区においては、既存の商業、居住などの多様な都市機能の集積とともに、港湾機能、レクリエーション機能等との連携のもと、副都心にふさわしい都市機能の確保に努めます。

(4) 地域拠点

都心・副都心以外の鉄道駅周辺地区及び志方町中心部を地域拠点と位置付け、各拠点の規模に応じた生活利便施設の誘導を図ります。また、拠点間の持続可能な公共交通網の再構築を進めます。

※都市基盤:

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

(5) 生産・流通等の拠点

臨海部や工業団地における既存の工業集積地域を生産・流通等の拠点とするとともに、立地需要に対応して周辺環境と調和した拠点の拡充を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路[※]沿いなど交通利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

(6) レクリエーション等の拠点

北部における加古川ウェルネスパークや見土呂フルーツパーク、加古川運動公園など既存施設を活用しながら、レクリエーション拠点を形成します。

また、加古川河口部や河川敷、別府みなと緑地、平荘湖、権現湖などの親水[※]空間や、既存の公園・緑地空間を有効に活用し、水と緑のネットワークを形成するなど、レクリエーション拠点の魅力の向上を図ります。とりわけ、日岡山公園及びその周辺地区においては、豊かな自然や多くの歴史的資源、スポーツ施設等を生かし、子どもから高齢者までの多様なニーズに応じた、誰もが気軽に訪れ、楽しむことができる空間づくりを推進します。

さらに、幹線道路整備を推進し、都心・副都心や地域拠点からのアクセス性を高めるとともに、レクリエーション拠点の積極的なPRを通じて、交流人口[※]・関係人口[※]の増加を図ります。

※**幹線道路**：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

※**親水**：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

※**交流人口**：

定住人口(居住者)とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の交流により、地域の活性化に結びつく人々のこと。

※**関係人口**：

定住人口(居住者)でもなく、交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

2 基幹交通体系

(1) 東西軸

国土幹線軸である山陽自動車道を北部における東西軸として広域的な連携を図るとともに、国道2号線、加古川バイパス及びJR山陽本線を中央部における東西軸と位置付け、阪神都市圏や西播磨地域との連携を強化します。特に内環状線[※]の一部を形成する国道2号線の4車線・対面通行化を進めるとともに、JR山陽本線についても、安全性と利便性の向上を促進します。

また、都心における中環状線である中津水足線の整備と連携しながら、加古川渡河部の交通容量の拡大などをめざし、神吉中津線(新橋梁)の整備を進めます。

一方、播磨中央幹線(国道250号)、浜幹線及び山陽電鉄本線を南部における東西軸と位置付け、東西方向の交通の円滑化を図ります。

さらに、市域の道路網に大きな影響を与えている加古川バイパスの交通混雑を踏まえ、播磨臨海地域の東西連携や交流の促進を図るための広域東西軸として播磨臨海地域道路の早期実現をめざします。

(2) 南北軸

神野別府港線、本荘加古線を東部における南北軸と位置付け、その整備を促進します。東播磨南北道路、尾上小野線については、中央部における南北軸と位置付け、尾上小野線(安田工区)や東播磨南北道路の北伸整備を促進します。

また、JR加古川線の利便性の向上を促進します。

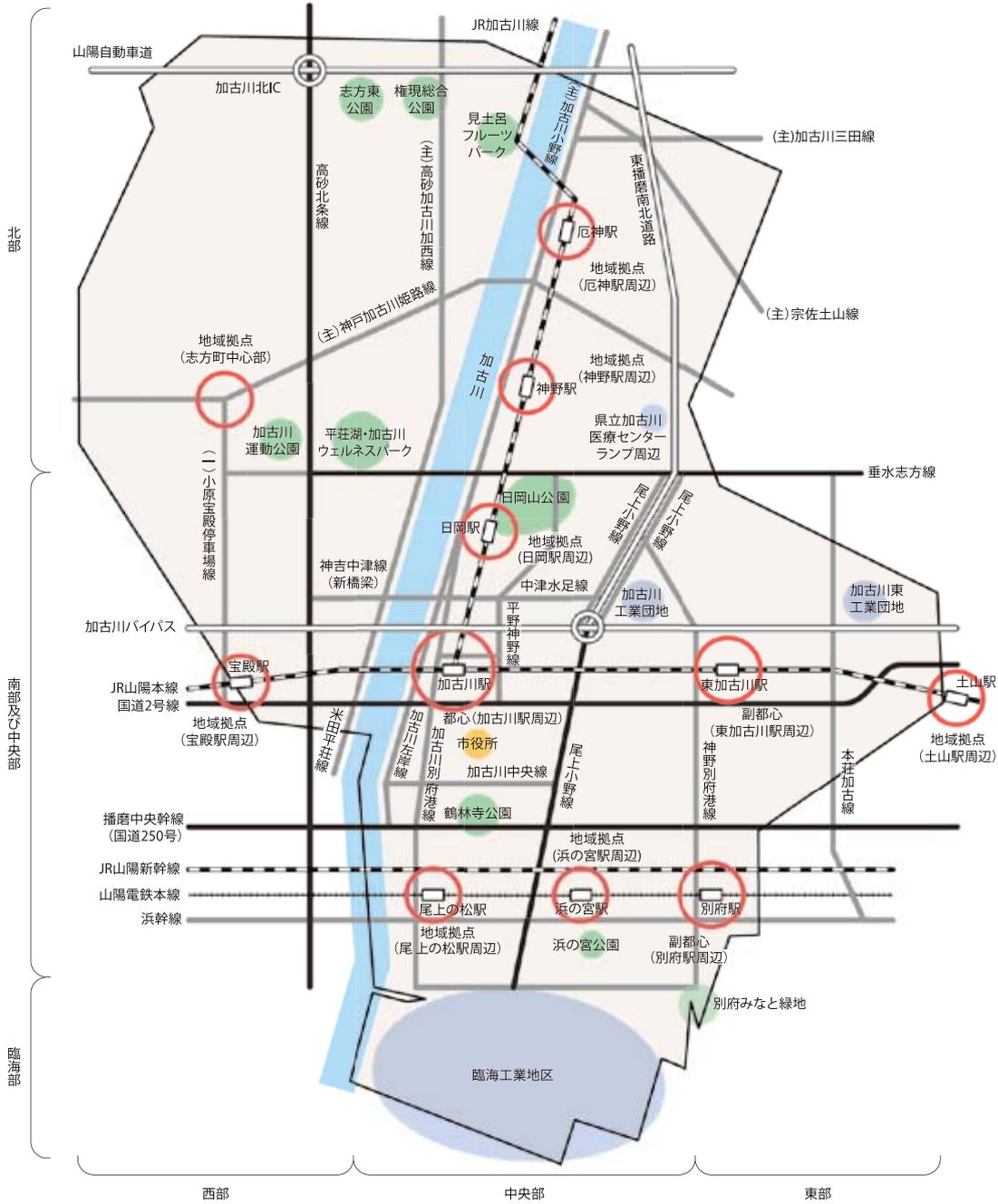
さらに、高砂北条線を西部における南北軸と位置付け、国土幹線軸である山陽自動車等とのアクセスの向上を促進します。

(3) 公共交通網

東西軸や南北軸の基幹道路の計画的な整備を生かしつつ、人口減少、高齢化など地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の確保に努めます。

※環状線(外環状線、中環状線、内環状線):
都心の中心地域から、市街地へ、さらに周辺都市に向かって放射状に延びた道路をリング状につないでいる道路。

【都市拠点と基幹交通体系】



【凡例】

	広域幹線道路(自動車専用道路)
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	都市拠点
	行政サービス拠点
	生産・流通等の拠点
	レクリエーション等の拠点

3節 土地利用の基本方針

「市域の基本的構成と整備方針」及び「都市拠点と基幹交通体系」を踏まえ、それぞれの地域特性を生かしながら都市機能[※]の集積や魅力的な居住環境の形成を図るとともに、貴重な自然環境を保全できるよう計画的な土地利用と開発や建築に対する適正な指導に努めます。

※都市機能：

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能。

※市街化区域：

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的にはすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

※幹線道路：

都市間や市内の各地域の交通を担い、主要な骨格となる道路。

1 住居系地域

市街化区域[※]を中心に、地域特性に応じた居住環境を保護するための地域を「住居系地域」とします。

「住居系地域」においては、秩序ある市街地を形成するため、面的整備事業などを活用するとともに、基盤整備が未熟な地域においては、未利用地の無秩序な開発の防止を図ります。

また、日常生活に必要なサービスを身近に享受できるよう、地域に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図り、質の高い居住環境を形成します。あわせて、増加する空き家の適切な維持管理や利活用を促します。

一方、住居系地域のうち幹線道路[※]の沿道については、交通特性にふさわしい商業・業務機能等を誘導しつつ、後背地の居住環境の保護を図ります。

2 商業系地域

市民生活の利便性を高めるため、鉄道駅の周辺など、主に商業・サービス機能の集積を図る地域を「商業系地域」とします。

都心においては、これまでに集積された都市機能を生かしつつ、都市基盤[※]の整備や低未利用地の高度利用を促進するとともに、様々な都市機能の有機的な連携により回遊性を高めるなど、まちの活性化を図ります。

副都心においては、既存の都市基盤を生かした商業・サービスなどの都市機能の強化を図ります。

また、公共交通によるアクセスの確保や駐車・駐輪対策を推進するとともに、魅力ある商業空間の形成や集客力を高めるための取組を総合的に進めます。

※都市基盤：

市民生活の安全性、利便性、効率性等の向上を図るための都市施設のこと。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等がある。近年では、情報・通信網等も重要な都市基盤として位置付けられている。

3 工業・流通業務系地域

既存の工業集積地域、さらには産業機能の新たな導入を図る地域を「工業・流通業務系地域」とします。

既存の工業系地域においては、周辺地域への環境に配慮しながら、地域経済の活性化をめざした工業の振興を図ります。

また、自動車専用道路の出入口周辺や幹線道路沿いなどの利便性の高い地域においては、企業誘致など、適正な土地利用の誘導を図ります。

4 農業系地域

北部に広がる農業振興地域[※]を中心とした地域を「農業系地域」とします。

「農業系地域」においては、ほ場[※]やため池などの生産基盤の整備・改修を進めるとともに、農地の適切な保全と活用を図ります。

また、市街化区域に近接する地域や自動車専用道路の出入口周辺、JR加古川線の沿線における地域拠点などにおいては、地区計画[※]や田園まちづくり制度[※]などの活用により、周辺の営農環境などと調和した土地利用を進めます。

5 森林系地域

播磨中部丘陵県立自然公園を中心とした地域を「森林系地域」とします。

「森林系地域」においては、市民共有の財産として貴重な森林資源の保全と育成に努め、その公益的な機能を高めます。

また、レクリエーション空間としての活用を図ります。

6 河川・水路等

国や県との連携のもと、河川整備や河道掘削などの河川対策を促進します。

また、近年多発する局地的豪雨による浸水被害に対応するため、雨水貯留浸透施設の整備などにより、河川や水路への雨水の流出を抑制する流域対策を含めた総合的な治水対策を推進します。

さらに、地域住民の参画を促しながら生態系[※]に配慮した整備や親水[※]機能、レクリエーション機能の確保に努めます。

※農業振興地域：

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがある等の要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

※ほ場：

農作物を栽培する田畑。

※地区計画：

都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの地区の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定める計画。

※田園まちづくり制度：

市北部の市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、住民主体のまちづくりを実現するための制度。「加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例」に基づき、一部の建築物の建築を許可する「特別指定区域」の指定などが可能となる。

※生態系：

ある地域に生息する生物群集とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせた一つのまとまりを示す概念。

※親水：

様々な形で水と親しむことを指す。親しむことの内容には、水にふれること、ながめることなどを含む。

4節 生活圏と行政サービスの展開の方向性

市民の日常生活範囲の広がりにあわせ、地域に根ざしたコミュニティの単位である「基礎的住区」を原点に、「近隣住区」、「基幹的住区」、「全市域」、「広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）」まで段階的な生活圏を設定します。

1 生活圏

(1) 基礎的住区

既存の市街地をはじめ、住居などのまとまりのある区域で、市民の日常生活と密接な関わりを持った基礎的な生活圏となる住区です。

また、この住区では、町内会活動など地域に根ざしたコミュニティ活動が展開されます。

(2) 近隣住区

基礎的住区におけるコミュニティ活動のブロック的な役割を担う住区で、おおむね小学校区と一致します。

(3) 基幹的住区

広域的なコミュニティ活動の単位となる住区で、おおむね中学校区と一致します。

(4) 全市域

基礎的住区から基幹的住区に及ぶ各段階の生活圏を統合する区域です。

(5) 広域圏（東播臨海広域市町村圏、播磨圏域連携中枢都市圏）

市民の生活圏の拡大に対応して、他の自治体と連携して広域的な行政を展開する区域で、本市は東播臨海広域市町村圏や播磨圏域連携中枢都市圏に属しています。

東播臨海広域市町村圏は、本市と地理的、歴史的に結び付きの強い高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で形成する区域です。また、播磨圏域連携中枢都市圏は、中枢都市である姫路市と連携協約を締結している播磨地域の自治体で形成する区域です。

2 行政サービスの展開の方向性

これまで近隣住区や基幹的住区を中心として、各生活圏に応じ、必要な公共施設を設置するとともに、子育て、教育、福祉、公共交通など様々な行政サービスの提供を進めてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進行する中で、地域によって行政サービスに対する市民ニーズは変化してきています。

一方で、ICT※[※]機器の発達を背景に、スマート自治体※[※]の推進が求められており、マイナンバーを利用した行政手続の簡素化が図られたり、自宅にしながら公共料金の支払いができるようになるなど、行政サービスは時間と場所の制約を受けずに展開していくことが期待されています。

このようなことから、今後、各種の行政サービスを、それぞれの種別に応じた最適な方法により提供する中で、地域特性に応じた施設配置を推進するとともに、市民の利便性のさらなる向上を図ります。

※ICT(情報通信技術)：

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※スマート自治体：

業務プロセスの標準化やシステムの標準化を図るとともに、AI、RPA等のICTを活用し、持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体のこと。